平成２４年（フ）第３８１号
奈良県生駒市北田原町1674番地の17
破産者　有限会社アルサス
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３３号
静岡県富士市伝法字小林1470番地の９
破産者　トシムラ産業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
滋賀県彦根市芹町３番２号
破産者　株式会社長組
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１５号
和歌山市毛見1508番地の１ヴォラーレ・デル・マーレ706号室、商業登記簿上の本店所在地和歌山県有田市箕島61番地ＡＢＣビル３Ｆ
破産者　インターネット株式会社
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９１号
大分市徳島３丁目18番８号美美荘206号
破産者　テクノ警備株式会社
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１９７号
埼玉県久喜市菖蒲町下栢間2034番地２
破産者　日本情報印刷株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月24日午後１時30分
平成25年10月１日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３５号
名古屋市天白区原２丁目3303番地　レインボーシティＳⅡ403号
破産者　髙津　英彰
1　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
2　一般調査期日　平成25年12月24日午後１時45分
平成25年10月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８９９号
大阪府東大阪市瓢箪山町６番17号　セジュール瓢箪山205号
破産者　樽井　武久
1　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
2　一般調査期日　平成25年12月９日午後３時30分
平成25年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２号
神戸市東灘区鴨子ヶ原３丁目１番50―105号
破産者　田上　雅也
1　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
2　一般調査期日　平成25年12月５日午前11時
平成25年10月３日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８７号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―404号
破産者　植野　智子（旧姓安部）
1　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
2　一般調査期日　平成25年12月12日午前10時30分
平成25年10月３日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
岐阜県本巣郡北方町北方2266番地の１　ホクホウマンション202号
破産者　勝野　明光
1　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
2　一般調査期日　平成25年12月10日午前11時30分
平成25年10月４日　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３２号
京都府宇治市広野町西裏88番地５
破産者　ダイム都市開発株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
2　一般調査期日　平成25年12月24日午後１時30分
平成25年10月３日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６８１号
京都市中京区西ノ京笠殿町159番地　若葉ビル３Ｆ
破産者　阿部　昌之
1　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
2　一般調査期日　平成25年12月24日午前10時30分
平成25年10月３日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１５５号
山口市大内御堀2867番地１　大内御堀マンション101号
破産者　矢田部理恵
異議申述期間　平成25年11月５日まで
平成25年10月４日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
宮崎県日向市大字財光寺287番地３
破産者　日向総合設備株式会社
異議申述期間　平成25年12月４日まで
平成25年10月４日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３７号
兵庫県篠山市桑原352番地
破産者　髙坂　英樹
免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
平成25年10月４日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第３０号
長野県伊那市西町4935番地
破産者　鈴木　吉保
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２４１号
愛知県一宮市大和町馬引字宮浦24番地　モアグレース馬引Ⅱ803号
破産者　若山貴久大
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第３０１２号
大阪府大東市新田旭町１番地
清算株式会社　浅田新株式会社
代表清算人　浅田　光彦
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（ヒ）第３０１３号
大阪府大東市新田旭町１番地
清算株式会社　株式会社アルツ
代表清算人　甲山　光彦
同　浅田　光彦
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

関係人集会期日等

平成２３年（ミ）第２号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３号
更生会社　株式会社ミキシング
1　関係人集会
期日　平成25年11月29日午後１時30分
場所　大阪地方裁判所第６民事部
第６債権者集会室（第二別館３階）
目的　更生計画案の決議
2　議決権の行使方法　会社更生法189条２項３号の方法（同項２号の方法による場合の投票は会社更生規則52条２項１号の方法による。）
3　書面投票期間　平成25年10月３日から平成25年11月18日まで
4　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月８日
平成25年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部